

●手話を学びたい人は

手話奉仕員養成講座（奥能登2市2町の事業）

手話ができる人を養成するために珠洲市・輪島市・能登町・穴水町の奥能登2市2町で手話奉仕員養成講座を開催しています。

入門課程では、初めて手話学習する人を対象としたカリキュラムで指導します。手話の技術学習だけではなく、ろう者の生活や背景についても学びます。毎年必ず広報で受講者募集情報をお知らせしています。

（費用：年間10,000円程度（テキスト代など教材費））

●手話通訳を依頼したい場合は

手話通訳等派遣事業（珠洲市の事業）

ろう者とその他の人の意思疎通を支援するため、医療、介護、生活相談など大切な話し合いの場に手話通訳者を派遣しています。利用するには申請が必要ですので、詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。（派遣に係る費用は無料です）

●聞こえに不便を感じている方への生活訓練教室

生活訓練事業（奥能登2市2町の事業）

聞こえに関する情報や福祉制度などを楽しく学んで話し合える場です。毎年必ず広報で募集情報をお知らせしています。会場への送迎もできますので、詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

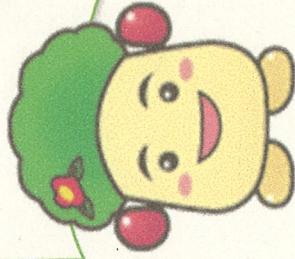
●お問い合わせ先

珠洲市役所 福祉課（珠洲市上戸町北方1-6-2）

FAX：0768-82-8138 電話：0768-82-7748

メールアドレス：seikatu@city.suzu.lg.jp

手話を学ぼう！ 手話で話そう！



珠洲市役所 福祉課

●珠洲市手話言語条例ができました！

（平成31年4月1日施行）

手話への理解の促進及び手話を使用しやすい環境を構築し、ろう者とろう者以外の人が共生することのできる地域社会を実現するため、手話が言語であることを認識し、手話を使用できる環境を整えるための基本理念や、市、市民及び事業者の役割など必要な事項を定めたものです。

●手話とは？

手や指・身体や表情の動きで表現する視覚言語です。音声言語・文字言語（日本語・英語・フランス語など）とは異なる文法や単語があり、独立した独自の言語です。

●ろう者とは？

珠洲市手話言語条例では、聴覚に障害のある人のうち、手話を言語として生活をしている人と規定しています。

手話にチャレンジ!!

●聞こえない人とのコミュニケーション方法は？

① 手話

手や指、身体の動き、表情などで表現する、目で見る言語です。指を使って50音を表す「指文字」もあります。

② 筆談

紙や手のひらなどに字を書いてコミュニケーションをとる方法です。短文でわかりやすく書きましょう。

③ 口話（こうわ）

相手の唇を読みとる方法です。

口の動きが似ている単語が多数あるため、内容の確認が必要です。

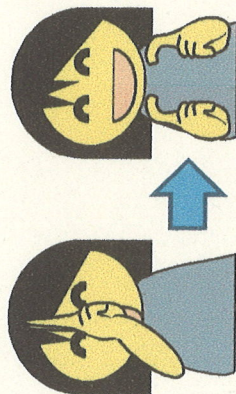
例・・・「たまご」と「タバコ」など

●聞こえない、ということとは

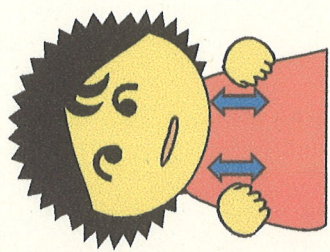
私たちの日常のコミュニケーションや情報の発信の多くは「音」が使用されています。友人との会話、テレビの音、病院の呼び出し、パトカーのサイレンや車のクラクション、災害時の警報など、当たり前使用されている「音」が聞こえない、という状況を考えてみてください。聞こえない人にとって、それが日常なのです。

●緊急時の情報共有について

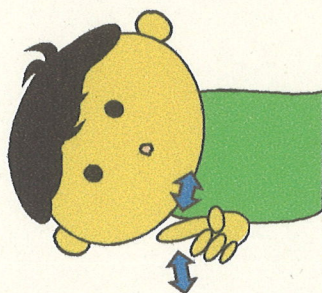
ろう者も含め聴覚に障害のある人は、周囲の状況が音から判断できません。そのため、緊急時には、手話でなくとも、身振りや指さしや簡単な筆談などで、情報を聴覚に障害がある人に知らせてください。



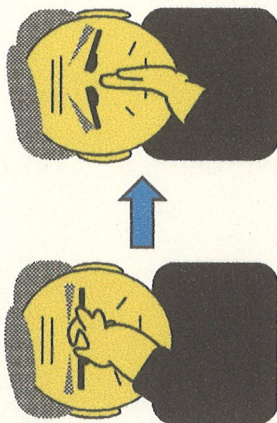
こんにちは



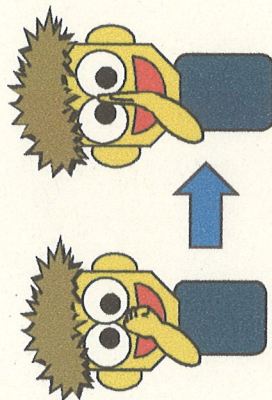
元気ですか？



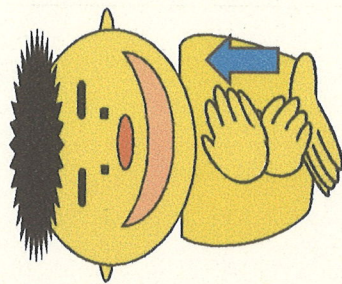
なに？



ごめんなさい



よろしくお願いします



ありがとう